

## 令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

つるやま たかし  
農業委員会事務局長 鶴山 崇



### 仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

農業委員会は、農地法という法律に基づく農地の売買・貸借の許可など、農地に関する事務を執行する市町村長から独立した行政委員会として東大阪市にも設置されています。本市の農業委員会は18名の農業委員から組織され、合議体としての意思決定をします。農業委員会事務局では、この委員会の総会に関する事務をはじめ、農地の転用や権利移動に関する事務など財産権に影響を及ぼす内容の事務処理、遊休農地の発生防止・解消を通じた都市農地の保全などを担っています。

このため、事務局職員は、農地法をはじめ関連する法令等に関する知識とともに、当該法令等に則り適切に対応していくことが求められています。このことを踏まえ、私は関連法令等にかかる更なる自己研鑽に努めるとともに、所属職員のスキルアップにつながるような情報共有を積極的に進めながら、農業委員会事務局全体として、安定的かつ円滑な事務処理につなげていく考えです。

市民の皆様には、直接見えにくい組織かもしれませんが、本市の農地が別の用途に転用されるなどを見られた際には、農業委員会という組織を思い起こしていただければ幸いです。

### 令和元年度の振り返り

合議体として意思決定していく場である農業委員会総会は、概ね毎月中旬に、また、総会に付議すべき重要な議案等について協議をするため概ね毎月初めに運営委員会を開催するとともに、農地の現況を確認すべく農地パトロールなども取り組みました。

平成31年度（令和元年度）に開催した総会の主な案件としては、農地法第3条関係（農地のままで売買したり貸したりする場合や相続した場合など）、農地法第4条関係（本人が農地を他の目的にしたい場合）や農地法第5条関係（農地を他の目的をもって、売買したり貸したりする場合）で約180件、相続税の納税猶予に関する適格者証明や生産緑地の主たる従事者証明で約40件などとなっており、農地に関連した様々な事案について対応しました。